

複式メータボックス構造・性能規程

複式メータボックス（以下、「複式ボックス」という。）の基本構造は、地中に埋設するメータます内に、止水栓、メータ接続器具（圧着式[メータユニット]・ねじ式）、逆止弁を複数並列に取付け、メータますと一体とした給水用具とする。

1 適用範囲

この規程は、東京都水道局（以下、「当局」という。）の給水区域内において、口径 13 mm から 25 mm までのメータを設置する際に使用する複式ボックスについて規定する。

2 設置条件

複式ボックスは、仕切弁 B（ステンレス製ボール止水栓等）より下流側で、かつ当局が別に定める「メータ設置の取扱い」に準じて設置できることとする。また、設置する際は、「メータ設置の規則性」を確保すること。

3 基本条件

- (1) 当局が指定するメータの取付け及び取外しが確実に行え、定期検針、止水栓の操作等に支障がないこと。
- (2) メータによる水量の計量に支障がないこと。
- (3) 当局の停水キャップの取付け及び取外しが容易に行えること。
- (4) 逆止弁は、容易に点検、取替え等のメンテナンスが行えること。
- (5) 複式ボックスは、東京都仕様「メータます」で規定する強度を有し、耐久性に優れたものとする。
- (6) 複式ボックスは、給水管貫通部で上下に分割できる構造とすること。
- (7) メータ設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取り付けられていること。
- (8) 複式ボックスは、特殊工具を使用しないでメータの取付け及び取外し、部分修理が可能な構造であること。
- (9) 材質の異なる金属製の管と接続する部分には、十分な防食対策を講じること。
- (10) 複式ボックスの底には、内部に水が溜まらないように水抜き用の穴を設けること。
- (11) 複式ボックスを構成する部品の表面は滑らかで、鋳造品は鋳巣、割れ、きず、鋳ばり、その他使用上有害な欠点がないこと。
- (12) ふたは、金属探知機が容易に反応を示すものとし、交換可能な構造とすること。
また、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設け、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とすること。
- (13) ふたの裏には、「6」に定める凍結防止対策を講じること。
- (14) ふたの表面には、滑止対策等を施すこと。

(15) 検針用子ぶたを設置する場合、子ぶたの開閉機構や形状は、メータ検針等に支障のないものとする。

また、子ぶたには開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設けること。

(16) 製品には、設置時の注意、操作方法等を記載した取扱説明書を添付すること。

(17) その他の構造・性能については、当局で別に定める東京都仕様「メータます」に準じるものとする。ただし、「4 メータますの寸法等 表-2 メータます各部の寸法」は除く。

4 メータの接続

4.1 メータ接続方式

メータ接続器具は、以下の要件を満たすこと。

ア 圧着式（メータユニット）

メータユニット構造・性能規程「3.1 メータ接続方式」に準じるものとする。

イ ねじ式

(1) 弁類及び継手は管端防食構造、又は絶縁構造(異種金属接触防止構造)で、耐食性に配慮した材料が使用されていること。

(2) ソケット等はメータねじ形状に適合すること。

4.2 パッキン

メータユニット構造・性能規程「3.2 パッキン」に準じるものとする。

4.3 メータ

メータユニット構造・性能規程「3.3 メータ」に準じるものとする。

5 複式ボックスの性能

(1) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に適合すること。

(2) ボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓(JWWA B 108)」における「止水性」の性能の基準を満たすこと。

(3) メータ接続方式が圧着式（メータユニット）の場合は、複式ボックス製造者はメータ設置試験を下記寸法の代用管1及び代用管2を用いて実施すること。

代用管寸法表

口径 (mm)	面管長(mm)	
	代用管1	代用管2
13	100	98
20	190	188
25	225	223

試験水圧0.2MPa、1.75MPa

試験時間1分間

6 凍結防止対策

- (1) 保温材の材質は、発泡ポリエチレン、ポリエチレンとスチロールを共重合し発泡させたもの、硬質ウレタン又はこれらと同等以上の材質、保温効果を有するものとする。
- (2) 保温材の厚さは、リブ等の突起部以外は20.0mm以上とすること。
- (3) 保温材は、接着剤、はめ込み、ねじ止め等により容易に外れないように取り付けること。
 - ア 接着剤を用いる場合は、合成ゴム系のものとする。ただし、合成ゴム系の接着剤と同等以上の強度、耐久性を有しているものは可とする。
 - イ はめ込み又はねじ止め等により装着する場合は、隙間、がたつきがなく、ふたの裏に密着する構造とすること。

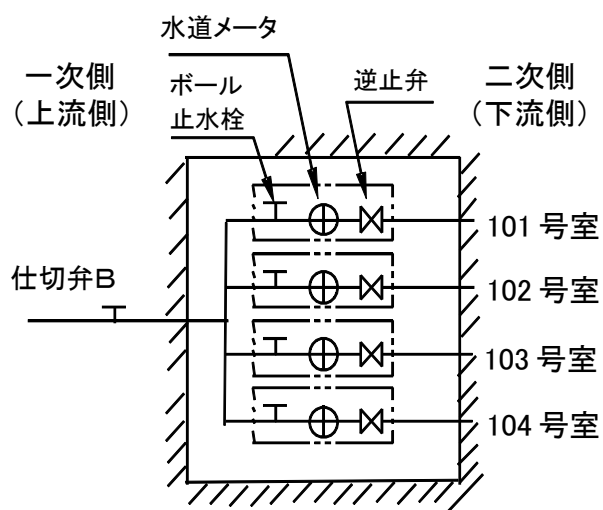
7 表示

以下の項目について容易に確認ができ、又、簡単に消えない方法で表示されていること

- (1) 水道用のメータますであることが容易に確認できる文字（ふたの表面に表示）
- (2) 積載禁止の文字（ふたの表面に表示）
- (3) 製造業者名または表示用略号（ふたの裏面又は保温材に表示）
- (4) 口径
- (5) 流路方向
- (6) 止水栓の開閉方向及び開閉角度
- (7) スライドハンドルの開閉方向（圧着式[メータユニット]のみ）

また圧着式[メータユニット]の場合、本規程による製品と旧規程による製品を判別するため、スライド格納部の容易に確認できる箇所2か所以上に「共」の字を記すこと。なお「共」の字は5mm以上の大きさとする。

8 概略図



※ この図は、部品名称等を例示するためのものであって、複式ボックスの構造を規制するものではない。